

福島県知財戦略推進計画

[2022年度～2026年度]

～ 知財立県ふくしま推進計画 ～

2022年2月

ふくしま知財戦略協議会

福島県

はじめに

福島県では2005年2月に「うつくしま、ふくしま知的財産戦略」を策定し、目指すべき姿として“知的財産を経営戦略の核とした企業の創出”を掲げ、“知的財産を尊重する風土づくり”や、“ふくしま発知的財産の創造と活用の促進”を基本方策として、各種知財関連施策に取り組んできました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少、AI・IoT、DXなど情報技術の進展と産業の国際競争の激化等により、県内企業の経営環境は大きく変化しています。また、2011年3月の東日本大震災と原子力災害や、地球温暖化対策とSDGsの取組など社会・経済情勢の変化に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、社会全体が「ニュー・ノーマル(新たな日常)」へと大きく変革しています。このような中、県内企業が生き残り、発展していくためには、より付加価値の高い新技術・新製品の開発や新分野への進出など、時代を見据えスピード感を持った事業改革を進めるとともに、知財戦略を推進し、収益力をつけていくことが重要となっています。

国においては、「東北地域知財戦略推進計画〔2021年度～2024年度〕」や「知的財産推進計画2021」を策定し、“コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略”を打ち出し、知財戦略活動の抜本的強化の必要性を指摘しています。

本県では、「福島県商工業振興基本計画」(2021年12月策定)により、“産業の持続的発展と魅力を育て、共に創りつなぐふくしま”を目指し、地域に根差した産業の振興はもとより、福島イノベーション・コースト構想の実現や、再生可能エネルギー、医療、ロボット、航空宇宙関連産業など成長産業の集積を進めるとともに、革新的な製品・サービスの開発やブランド化を成し遂げ、企業間・地域間競争が激化する中であっても多様で活力ある発展を維持していくために、知的財産の戦略的な創造、保護及び活用を図ることとしています。

このような状況の中、これまでの取組や課題を踏まえ、知的財産の創造、保護及び活用によるイノベーションを力強く推進し、もって本県の産業競争力の強化及び地域経済の活性化を図るため、2021年8月に産・学・官・金・言・支援機関等の有識者をメンバーとした、ふくしま知財戦略協議会を設立しました。

本福島県知財戦略推進計画は、「福島県総合計画」や「福島県商工業振興基本計画」等の各種計画における知的財産に関する施策の展開方向を示すものであり、活動の指針として策定するものです。

目次

第1章 福島県知財戦略推進計画策定の趣旨					
1 目的	1				
2 位置付け	1				
3 推進体制	1				
4 評価・検証、見直し	2				
第2章 福島県における知財の現状と課題					
1 知財活用の現状・課題	3				
2 企業アンケート結果	3				
3 知財活用の現状・課題に対する意見	4				
第3章 福島県知財戦略推進計画の基本方針と個別方針					
1 基本方針	6				
<table border="1"><tr><td>I 総合知財戦略の推進</td></tr><tr><td>II 活用促進</td></tr><tr><td>III 意識啓発・人材育成</td></tr><tr><td>IV 支援体制の構築</td></tr></table>		I 総合知財戦略の推進	II 活用促進	III 意識啓発・人材育成	IV 支援体制の構築
I 総合知財戦略の推進					
II 活用促進					
III 意識啓発・人材育成					
IV 支援体制の構築					
2 個別方針	8				
第4章 各関係機関等の取組					
1 福島県	12				
2 (一社)福島県発明協会	13				
3 支援機関	14				
4 日本弁理士会東北会	14				
5 金融機関	15				
6 市町村	15				
7 高等教育機関	15				
8 企業・事業者	16				
9 報道機関	16				
参考資料	17				

第1章 福島県知財戦略推進計画策定の趣旨

1 目的

本福島県知財戦略推進計画（以下「本推進計画」という。）は、本県における産業の発展を支える知的財産¹（以下「知財」という。）の創造、保護及び活用を推進し、「知財立県ふくしま」の創造を目指すことを目的とする。

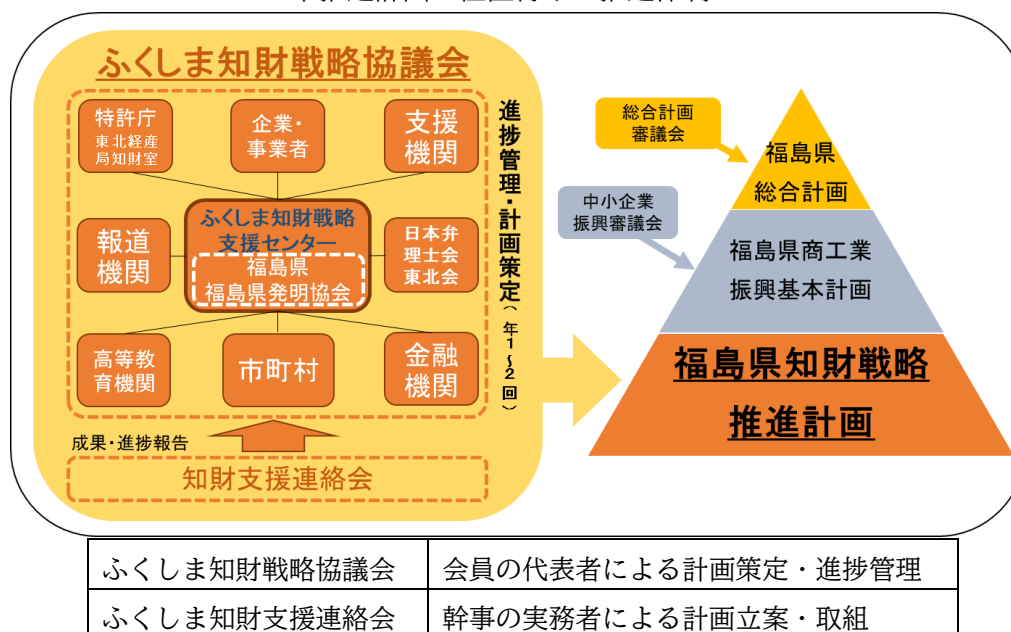
2 位置付け

本推進計画は、「福島県総合計画」の部門別計画である「福島県商工業振興基本計画」の個別計画として、知財に関する施策の展開方向を示すものとして策定する。

3 推進体制

県と（一社）福島県発明協会が一体となり知財に係るワンストップの総合相談窓口として「ふくしま知財戦略支援センター」を設置し、本センターを中核として各関係機関等との連携により本推進計画を推進する。また、ふくしま知財戦略協議会（以下「協議会」という。）及びふくしま知財支援連絡会（以下「連絡会」という。）を開催し、各関係機関等の活動指標等を踏まえ進捗管理を行う。

<本推進計画の位置付けと推進体制>



¹ 知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。（知的財産基本法第2条第1項）

4 評価・検証、見直し

(1) 本推進計画の評価・検証の視点（重要業績評価指標 KPI²の設定）

本推進計画を基に各関係機関等における具体的な取組を取りまとめるとともに、重要業績評価指標 KPI を設定することで進捗を確認する。

重要業績評価指標 KPI については別紙 1 に、具体的な取組については別紙 2 に設定する。

(2) 本推進計画の評価・検証（PDCA サイクル³の確立）

本推進計画における各取組や事業の進捗を関係者全員で共有し、支援の質の向上や改善を検討するなど、PDCA サイクルを効果的に回すことで、各取組や事業の評価・検証を行う。

(3) 本推進計画の見直し

本推進計画については、上述した PDCA サイクルに基づき、協議会において評価・検証を毎年実施し、公表する。また、各施策の効果、調査結果、評価内容や社会変革等を踏まえて、必要に応じ機動的かつ柔軟な見直しを行うとともに、5 か年ごとに計画内容の改定を行う。

第 2 章 福島県における知財の現状と課題

1 知財の現状・課題

県内における知財活用の現状を見てみると、全般的には、必ずしも活発であるとは言い難い。東日本大震災前の 2010 年の特許出願件数 266 件に対して、2020 年は 282 件と、10 年間を通して微増、微減を繰り返しており、全国の特許出願件数が減少傾向にある中でほぼ横ばいを保っているものの、全国の出願件数における本県の割合は 0.1%程度にとどまっている。また、意匠出願や商標出願についても、全国の出願件数の 0.1%~0.3%程度で推移している。

出願件数が伸び悩んでいる理由としては、下記 2 の企業アンケート結果に表れているように、県内企業の知財の取得や戦略的活用に対する理解に課題があること、各種支援が十分でないとの認識があること、資金・人材不足が生じていること等が要因として挙げられている。

² 重要業績評価指標 KPI (Key Performance Indicators) とは、達成目標に対して、目標達成度合いを評価する評価指標であり、目標達成に向けたプロセスにおける達成度を把握し評価するための「中間目標」として有効な指標とされる。

³ PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、継続的に改善していく手法。

特許・意匠は、技術開発の取組状況を反映するものであり、先行指標である技術開発活動の結果として生じる遅行指標として捉えることができることから、権利取得につながる質の高い先進的な研究開発を数多く生み出していくことや商標権を活用したブランド化を進めることが必要となる。

また、本県においては、大企業の工場が多く、研究開発部門が少ない状況であることに加え、下請け中小企業が多いことから、開発型・提案型企业への転換を目指すとともに、地域産業の活性化のためにも、世界的な競争力のあるグローバルニッチトップ⁴企業の創出や再生可能エネルギーやロボットなど成長産業の育成・集積を推進する必要がある。また、本県の製品やサービスについて県内外で知名度を高めるための要因を分析し、ブランド化を進めるための戦略を立てるとともに、with コロナや脱炭素、SDGsに対応した製品等の開発をし、Society 5.0、AI・IoT、DXを踏まえ、知財戦略をフル活用した競争力ある企業への転換・育成が必要である。その際、自社の競争資源だけでなく他社の競争資源も活用するオープンイノベーション⁵の戦略が重要である。

2 企業アンケート結果

2020年度に特許庁が本県中小企業を対象に実施したアンケート調査⁶からは、以下のとおりの結果が得られた。

(1) (知財とその重要性への理解度)

- ・7割が知財を重要と思っているが、実際は6割が知財を保有していない。
- ・知財を保有しない理由としては、知財を保有していても事業に影響がない(5割)、重要だと思うがよく知財を理解していない(3割)。

(2) (知財確保や活用に対する支援への認識)

- ・回答者のうち、8割が知財担当部署、研究開発部門を持たず、9割が職務発明に関する規定がない。

⁴ グローバルニッチトップとはニッチ（現存するサービスや商品でカバーできていない「隙間」）分野における世界市場でのトップ企業を指す経済用語。ドイツの実業家であるハーマン・サイモンによって提唱された概念を元に経済産業省が考案した。

⁵ イノベーションとは、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革をいう。

オープンイノベーションとは、自社のイノベーション促進のため、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイデアなどの資源を流出入させて活用し、その結果自社で創出したイノベーションを自社以外に展開して市場機会を増やすこと。

⁶ 「令和2年度 中小企業等知財支援施策検討分析事業（福島知財活用プロジェクト事業創出実証研究事業）①事業報告書」

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/fukushima-katsuyo/2020-hokokusho.pdf>

（アンケート依頼件数：12,205件、回答件数：171件）

- ・知財を創造に係る課題としては、資金・人材の不足が大きい。
- ・回答者のうち、4割が知財を保有している。保有件数の多さは、商標権、特許権、意匠権、実用新案、海外出願知財の順。
- ・保有する4割のうち、4割は知財を活用できていない。その理由は知財が事業化に結び付かない、採算性が立たない、事業資金が不足しているなど。
- ・保有しない6割のうち、5割が、知財が既存の事業において影響がないと感じている。

3 知財の現状・課題に対する意見

2018年度～2020年度の3年間において、特許庁主導の下、福島県における知財有識者委員会⁷・知財活用勉強会⁸が開催され、様々な視点から以下の①～⑩の点が指摘された。

(1) 研究開発支援について

- ・ 研究開発段階からの一貫した伴走支援が必要である。
- ・ 適切な研究開発シーズに知財支援が行き届いていない。
- ・ 県内企業への起業する際の知財に関する知識等の普及・啓発が必要である。
- ・ ビジネスモデルの作成まで支援できる人材が不足している。
- ・ 研究開発段階での先行技術調査、マーケティング及び商品企画などの事前検討が不足している。

(2) 成果の権利化について

- ・ 成果（知財）の権利化の必要性について理解が不足しており、より幅広い啓発が必要である。
- ・ 企画段階からオープン・クローズ戦略⁹を検討できる専門家の活用・育成が必要であり、研究者及び企業への普及・啓発が不足している。
- ・ 特許取得・維持に係る経費の支援が必要である。
- ・ 研究開発段階における権利侵害対策の必要性に係る普及・啓発を強化してほしい。
- ・ 成果の権利化を実現した後に、自社実施のほか、ライセンス（実施許諾）や技術移転（売却）を含む事業化につながる支援が必要である。

⁷ 巻末参考資料参照

⁸ 巻末参考資料参照

⁹ オープン・クローズ戦略とは、他社に自社技術を公開、特許取得しライセンスを提供など、他社と協業するオープン戦略と、技術の秘匿化、特許権などの独占的排他権の実施による自社優位のクローズ戦略を検討し、自社利益を最大化するための戦略。

- (3) 販路開拓・マッチング支援・技術移転・融資制度の構築について
- ・ 出願結果が、その後の販路開拓・マッチング支援・技術移転・融資制度につながりにくい。
 - ・ 販路開拓・マッチングの場や機会を設けてほしい。
- (4) デザイン・ブランド構築について
- ・ デザイン戦略及びブランド戦略の普及・啓発が必要である。
 - ・ デザイン、ブランドの専門的知見を持った人材及び機関の育成が必要である。
- (5) 海外展開について
- ・ 海外販路開拓・拡大に係る人材及び機関の活用を促進してほしい。
 - ・ 国際特許の取得・維持に係る経費の支援が必要である。
- (6) 制度・支援メニューの普及・啓蒙活動について
- ・ 地域と連携した知財関連セミナー等の開催が必要である。
 - ・ 企業のニーズに沿ったセミナー内容の検討及び周知が不足している。
 - ・ Web を活用した普及・啓発活動が必要である。
- (7) 支援窓口、訪問等の相談体制の構築について
- ・ 研究開発から知財化、事業化までの継続的な支援体制の構築が必要である。
 - ・ 専門家チームによる重点的支援スキームの普及・啓発・活用が必要である。
 - ・ 県全体の支援体制のハブとなる組織の構築が必要である。
 - ・ 研究開発の企画検討段階から、気軽に相談できる窓口の構築が必要である。
- (8) 支援機関¹⁰のネットワーク、連携体制の構築・運営管理について
- ・ 中小企業のニーズを把握するためのネットワークの構築が必要である。
 - ・ 支援機関の連携体制・ネットワークの構築が必要である。
- (9) 人材確保、人材育成について
- ・ 知財戦略の立案支援機能の構築が必要である。
 - ・ 知財活動に知見を持った経営者・人材の育成が必要である。

¹⁰ 福島県よろず支援拠点や(公財)福島県産業振興センター、日本貿易振興機構(ジェトロ福島)福島貿易情報センターなど、中小企業に対して知財活用を始めとする各種支援を行う機関をいう。

- ・ 知財を経営にいかす起業家教育の場を設けてほしい。
- ・ 地域内・県内で知財に関して相談できる人材が不足している。
- ・ 知財教育の基盤の醸成が必要であり、専門家の派遣について強化してほしい。
- ・ 一貫支援に係るプロデュース人材又は組織の育成が必要である。

(10) 支援内容の立案・実行・検証体制について

- ・ 県全体における知財支援の成果の周知が必要である。
- ・ 成果評価を行う検証体制の構築が必要である。

これらの意見・課題を踏まえ、次章においては本計画の基本方針等を定める。

第3章 福島県知財戦略推進計画の基本方針と個別方針

1 基本方針

第2章の意見・課題及び県が定める「福島県総合計画」や「福島県商工業振興基本計画」等の趣旨・理念を踏まえ、国が定める「東北地域知財戦略推進計画 [2021年度～2024年度]」等の各種計画及び知財有識者委員会や協議会等での意見、連絡会での議論などを参考に、本推進計画の基本方針を次のように定める。

I 総合知財戦略の推進

事業戦略・知財戦略と標準化戦略を合わせた総合知財戦略の推進

II 活用促進

イノベーション創出による知財の活用促進と企業競争力向上

III 意識啓発・人材育成

知財に係る意識啓発・人材育成

IV 支援体制の構築

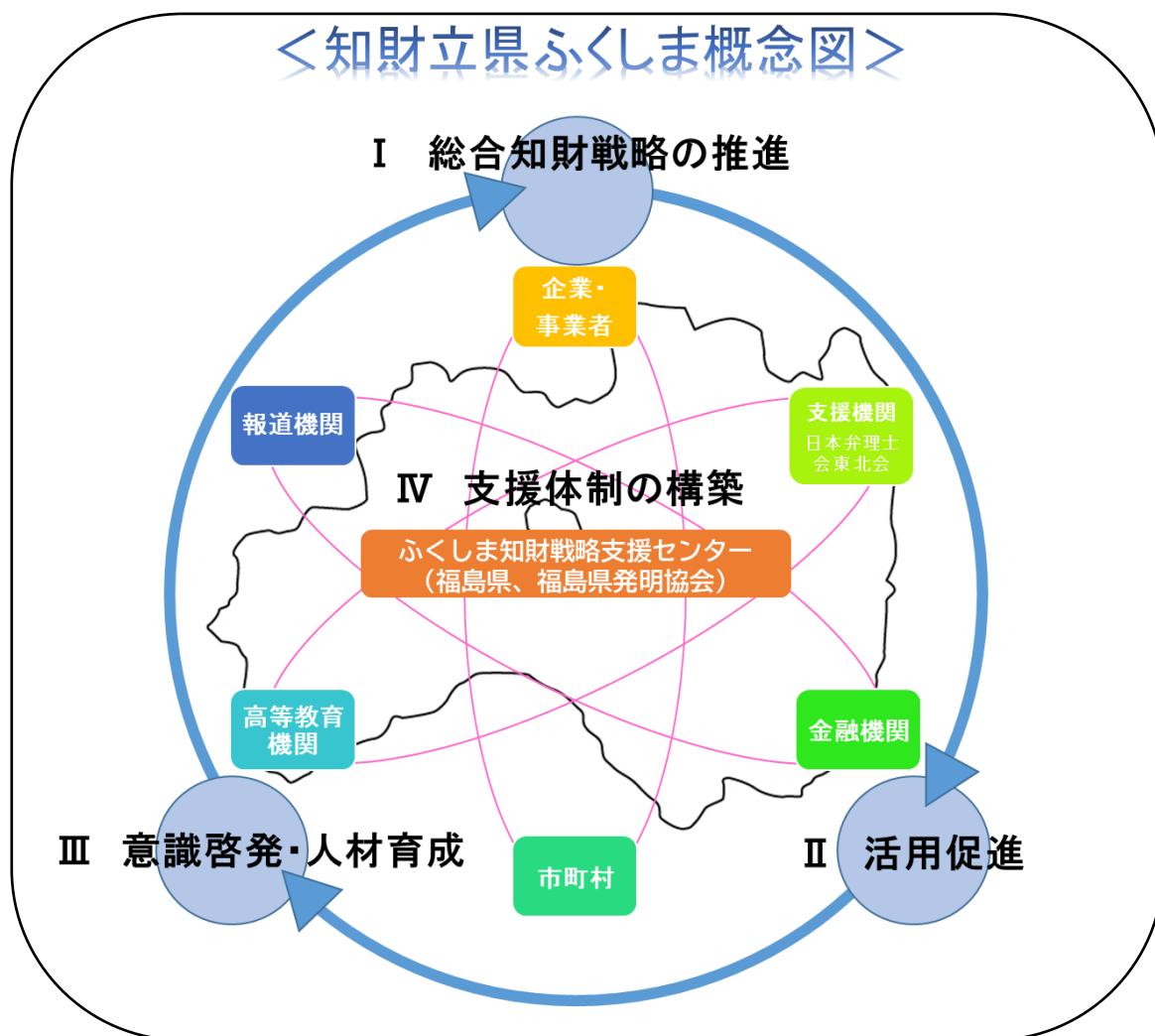
研究開発段階から知財活用を見据えた、事業化に至るまでの一貫した支援体制の構築

本推進計画は上記基本方針を基に、福島県と(一社)福島県発明協会が設置する「ふくしま知財戦略支援センター」を中核とし、関係機関等が連携して支援体制を構築して、知財の意識啓発・人材育成、総合知財戦略の推進、活用促進を一体的・総合的に実施することで、知財の創造、保護及び活用によるイノベーションを力強く創出し、知財が新たな知財を生む好循環「知的創造サイクル¹¹⁾」を確立する。

¹¹⁾ 知的創造サイクルとは、知的財産を創造し、これを保護することで知的財産の活用を促進し、知的財産

次代を担う多くの企業・県民が知財戦略の活用にはチャレンジし、その強みをいかして共創し、新たな境地を切り拓き、雇用を生む事業・産業がスパイラル状に大きく成長・集積するエコシステム¹²を構築することで、知財による地域の活性化を図る「知財立県ふくしま」の創造を目指す。

これらにより、「福島県商工業振興基本計画」の基本目標“産業の持続的発展と魅力を育て、共に創りつなぐふくしま”、ひいては「福島県総合計画」の基本目標“やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ”の実現に寄与する。



の活用の成果を次の知的財産の創造に投資して、新たな知的財産を創出する循環をいう。

¹² エコシステムとは、本来生態系に由来し、ある領域(地域や空間など)の生き物や植物が互いに依存しつつ生態系を維持する関係をいうが、このような自然界におけるシステムをビジネスやIT分野に重ねて、プロダクトや業界、サービスなど、様々なものがお互いに連携することによって収益の構造となることをビジネス界においてのエコシステムと呼ぶ。

2 個別方針

前記の基本方針に基づき、各種施策の個別方針を以下のとおりとする。

個別方針	I 総合知財戦略の推進	①事業戦略・知財戦略と標準化戦略を合わせた総合知財戦略の推進
		②価値デザイン経営の理解促進、普及啓発
	II 活用促進	①イノベーションの創出、知財の活用促進
		②地域資源のブランド化の促進
		③海外展開のための外国出願支援、冒認商標対策、模倣品対策支援
	III 意識啓発・人材育成	①知的財産の意識啓発
		②知財人材育成の推進
	IV 支援体制の構築	①ふくしま知財戦略支援センターを中核とした知財総合支援の実施
		②広域連携産業支援ネットワークの構築

I 総合知財戦略の推進

① 事業戦略・知財戦略と標準化戦略を合わせた総合知財戦略の推進

企業の利益を最大化するためには、競争力優位の状態を長く維持するための戦略が重要である。そこで、新製品開発等を行う事業戦略策定時において、開発成果のオープン戦略（ライセンス、パテントプール¹³無償実施など）やクローズ戦略（秘匿化、知財独占実施など）、複数の知財を複合的に活用する知財ミックス戦略に加え、標準化戦略¹⁴を組み合わせた総合知財戦略を推進する。

オープン・クローズ戦略を行うためには、製品の企画・開発・販売等の事業戦略推進に際し、それぞれのタイミングにおいて、先行技術調査・ネーミング・パッケージ・権利の取得・ノウハウ管理などを行うとともに、特許と商標・意匠等を複合的に活用する知財ミックス戦略が重要である。また、有用な知財を開発しても自力で販路開拓・市場形成を進

¹³ パテントプールとは、複数の企業や研究機関等の権利者が、それぞれに所有する特許等または特許等のライセンス権を、共同で設立した企業や組織に集中し、その企業や組織を通じて、第三者に特許等のライセンスをする仕組みをいう。

¹⁴ 標準化戦略とは、製品やサービスについて、一定のルールに従って形状や寸法・基準などの規格や仕様を定め、規格を普及させて規格利用者を増やすことにより、製品やサービスの市場拡大等を図るための戦略。製品の仕様を標準化するもの、ペアになる技術の一方を標準化するもの、インターフェース部分を標準化するもの、性能基準や評価方法を標準化するものなどがある。

本県においては、2020年に東北経済産業局が主体となり、全国初となる地域における標準化推進の会議体「福島県内における産業標準化推進連絡会議」が開催され、標準化に係る勉強会が開催されているところであり、本県中小企業等の発展のため、標準化戦略と知財戦略を「車の両輪」とした総合知財戦略を推進していく必要がある。

めることが困難であることもあるため、開発した製品をどのように販売していくのかという出口戦略が必要である。

その際、例えば市場が未成熟な状態の時に市場規模を拡大する場合や、一定の品質基準を確保する場合には、製品やサービスの標準化を活用することにより、これらの課題解決につながることもあるため、企業の経営者層が「標準化戦略」を認識し、活用することが重要である。

開発スピードを上げ、市場拡大を図るためには、オープンイノベーションの戦略が重要である。これらの戦略は、ICTや医療関連分野のような、これまでにない革新的イノベーションを引き起こす産業のみならず、持続的イノベーションの創出を期待される観光業、農林水産業、伝統産業を含め、これを推進する。

②価値デザイン経営¹⁵の理解促進、普及啓発

本県中小企業が生き残り、より一層発展していくためには、世界が求める優れた製品・サービスの開発に加え、社会における自社のあるべき姿を明確化させ、将来から現在を逆算することで現状認識を図ることが必要である。自社の変革課題を深掘りする「価値デザイン経営」を取り入れ、顧客訴求力を高めつつ、企業価値の再構築・再展開を図ることが重要であることから、その理解促進、普及・啓発を推進する。

II 活用促進

①イノベーションの創出、知財の活用促進

企業の利益を継続的に維持し、特許出願件数等を増やすためには、質の高い技術開発の増加や先進的・戦略的な起業家の育成などによるイノベーションの創出が必要であることから、研究開発や起業・創業に係る人的・資金的支援を実施することで促進を図る。

また、本県には下請け企業が多いが、下請けで培ったノウハウをいかし、研究開発を強化していくことが重要である。研究開発の成果を最大限いかしていくためには、経営上の知財戦略の位置付けに加え、研究開発の成果をノウハウとして秘匿するか、特許権を取得してその技術を独占するか、あるいは、標準化することにより市場の拡大を目指すかなど、知財を活用した効果的な戦略を選択することが重要であり、県と専門機関が中心となり開発構想から事業化、販路開拓まで総合的な開発戦略の構築を支援することで促進を図る。

加えて、県産農林水産物の国内外における競争力を強化し、本県の農林水産業の振興を図るため、県オリジナル品種や生産技術の開発を推進する。

¹⁵ 価値デザイン経営とは、2021年4月に内閣府知的財産戦略本部より提唱された概念。社会のニーズをユーザー視点で捉え、求められる価値を生み出す仕組みを把握し、それを活用した事業構想を実施する経営の姿である。「経営デザインシート」を活用し、社会における自社のあるべき姿を明確化させ、将来から現在を逆算することで現状認識を図り、自社の変革課題を深掘りするもの。

②地域資源のブランド化の促進

本県には、地域の特産品や伝統工芸品、農林水産物等、確かな品質を備えた多くの地域資源が存在するものの、県内外への認知に課題を抱えているのが現状である。そこで、これら地域資源のブランド化を進め、他地域にはない独自の商品やサービスを理解してもらうため、パッケージデザインの開発・改良、違いを明らかにし、ストーリー化する等の差別化戦略やプロモーション戦略の構築を支援する。

また、県内及び全国的な知名度を高めることは、流通量増加による生産者のモチベーションの向上、就労人口増加による地域の活性化が期待できる。このため、商標・意匠を活用したブランド展開支援や地域団体商標¹⁶及び地理的表示（GI）¹⁷を活用した多面的な地域ブランド展開支援を行うなど、地域資源のブランド化の促進を図る。

③海外展開のための外国出願（PCT出願¹⁸）支援、冒認商標対策、模倣品対策支援

今後、少子高齢化や人口減少により国内市場の縮小が予想されることから、グローバルな視点によってより大きな市場を求め、海外市場を獲得することが必要となる。大きな市場を獲得することで、県内中小企業の更なる成長を見込むことができる。

中小企業等が海外市場で自社商品・サービスによる事業を展開する際には、特許等の知的財産権が、ビジネスにおける重要な役割を担っており、知財リスク対策と権利化の活用を図ることが必要である。そのため、海外進出・事業展開する中小企業等に対しては、外国出願及び冒認商標¹⁹対策、並びに模倣品対策等に係る支援等を行う。

Ⅲ 意識啓発・人材育成

①知的財産の意識啓発

中小企業等においては、経営的な観点から事業の優位性を確保するため、戦略的に知財を経営の中核に位置付けることが重要である。知財制度の普及・啓発は、これまでも行っているところではあるが、ビジネスや経営における知財の重要性への気付きを促すため、知財マネジメント研修による経営デザインシートを活用した知財ビジネス価値評価²⁰や、海外展開時の知財活用及び知財リスク等について、普及・啓発を行っていく。

¹⁶ 地域団体商標とは、地域の名称と商品又は役務の名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標等であって、一定の範囲で周知となったため、事業協同組合、農業協同組合等が商標登録を受けられる商標。商標法で保護されている。

¹⁷ 地理的表示(GI)とは、ある商品の品質や評価が、その地理的原産地に由来する場合に、その商品の原産地を特定する表示。地理的表示法で保護されている。

¹⁸ PCT出願とは、特許協力条約(PCT:Patent Cooperation Treaty)に基づく国際出願のこと。パリ条約に基づく外国出願が各国に個別に出願しなければならないのに対し、ひとつの出願願書を条約に従って提出することによって、PCT加盟国であるすべての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度。

¹⁹ 冒認商標出願とは、海外における商標の抜け駆け出願を指す。

²⁰ 知財ビジネス価値評価とは、特許権等の知的財産権やノウハウ等（知的財産）を活用している中小企業について、知的財産を切り口とした事業性評価を行うもの。

②人材育成の推進

知財を活用した産業の振興を図るためには、これを支える人材の育成・確保が重要である。発明する者、知財を活用する者、事業を支援する者など、様々な立場でこれらを担う人材が求められ、企業経営において、企業活動の中で必要となる経営戦略・事業戦略を立てることが重要である。このため、中小企業等の経営の強化を目指し、経営戦略・事業戦略と知財戦略・標準化戦略とを結びつけ、総合的にマネジメントできる経営層及び支援人材を育成していく。

また、将来にわたる人材育成を図るため、起業家はもとより、中高生や大学生を始めとした県民全体の知財教育を推進する。

IV 支援体制の構築

①ふくしま知財戦略支援センターを中核とした知財総合支援の実施

新製品を開発する場合、研究開発段階から、将来的な販路等、出口を見据えた総合的な事業戦略・知財戦略の構築が重要である。

このため、地域の知財に関する課題や悩みを受け止めて、これを効率よく迅速に解決するワンストップの相談窓口として、県と（一社）福島県発明協会が一体となり「ふくしま知財戦略支援センター」を設置する。当該センターは「INPIT 知財総合支援窓口」を始めとする関係機関等と連携を図りながら、県内中小企業等に対して、研究開発段階から知財活用を見据えた、事業化に至るまでの一貫した総合的支援を実施する。

②広域連携産業支援ネットワークの構築

地域に雇用を生む産業を育成・集積させるため、市町村や支援機関等の意見を集約し、地域毎に産業の特性や課題を把握するとともに、重点的な取組の方向性を明らかにすることが必要である。また、企業が発展していくためには、自社以外の組織や機関などが持つ知識や技術を取り込み、新たな技術革新を起こすことが重要である。

そのため、県内各地域の支援機関等を中心にその地域の中核となる企業や人材の発掘・育成とネットワークの構築を進めるとともに、県内外の業種・地域を越えた広域連携によるオープンイノベーションの手法を活用するなど、一企業の枠を超えた革新的な製品やサービスの創造を支援する。

第4章 各関係機関等の取組

第3章で設定した基本方針及び個別方針を踏まえ、各関係機関等は次のとおり主体的に取組を行うものとする。なお、この取組は現時点のものであり、協議会において毎年、評価・検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

1 福島県

(一社)福島県発明協会と一体となり「ふくしま知財戦略支援センター」を設置・運営し、本推進計画を推進する。

(1) 知財の戦略的な取得・活用に向けた支援

県内企業や研究機関等が有する独自技術やサービスについて、関係機関と連携し研究開発段階から事業化や販路開拓までを一貫して支援するとともに、知財の出願経費の補助を始め、国内外での知財のオープン・クローズ戦略の助言などにより、知財の取得・活用を支援する。

また、新製品・新技術開発やマッチング支援等により、県内外の知財を活用するオープンイノベーションを進めるなど、企業の事業戦略や開発ステージに応じた戦略的な知財の取得・活用を促進する。

加えて、先進的・戦略的な起業家を育てるため、起業・創業に係るメンタリングや伴走支援を実施し、知財についての助言等を行う。

(2) 支援体制の強化

ふくしま知財戦略支援センターを中核に、支援機関、日本弁理士会東北会、金融機関、市町村、高等教育機関、企業、報道機関の関係機関等による最適なユニットを組織し、事業や成果についての情報交換を始め、連携した取組を行うなど、知財に関する県内企業等への支援体制を強化する。

また、特許庁や東北経済産業局知的財産室など国の機関及び県内関係機関等と連携しながら、パンフレットやホームページの充実、セミナーの開催等により普及啓発を図るとともに、人材育成を行う。

(3) 技術開発・人材育成

福島県ハイテクプラザは、県立試験研究機関として独自の知財の権利化、技術開発、技術移転・社会実装を推進するとともに、県内企業の製造現場（設計から製造、検査、品質管理まで）に一番身近な技術支援機関として協同で開発を支援する。その際、必要に応じて「INPIT 知財総合支援窓口」や JSA(日本規格協会)など公的専門機関と協働して知財の出願や確保・標準化を支援する。

ア 適切な助言・指導

技術相談や企業に対する新技術開発支援などに際して、知財に関する適切な助言・指導を行う。

イ 多面的な情報発信による意識啓発

出前説明会及びオンラインセミナー、並びにメルマガ、Web コンテンツ（動画、データベース・アーカイブ、SNS）などにより、広範囲かつ多面的に情報発信することで、技術開発と知財についての意識啓発を図る。

ウ 人材育成

知財の情報検索や権利化の流れについて、職員のスキル向上による企業支援体制の強化を図る。また、他機関主催の講座（(仮) 知財経営塾や (仮) 知財イノベーション創出塾）に企業参加者と同年齢層の職員が参加することで、共に学び成長しながら、後継者育成を行う。

(4) 県産品のブランド力の強化

商品開発におけるデザインやパッケージ、ネーミング等の重要性について普及を図るとともに、クリエイターとのマッチング制度を活用した商品開発支援などを行うことにより、付加価値の高い商品・サービスの開発促進を図る。また、全国新酒鑑評会金賞受賞数日本一の「ふくしまの酒」など品質の高い本県産品のブランド力を強化し、福島ならではのブランドの構築につなげていく。

(5) 農林水産分野における戦略的な品種・技術の開発と知財の取得・活用

県産農林水産物の国内外における競争力を強化し、本県の農林水産業の振興を図るため、「福島県農林水産業の試験研究推進方針（福島県農林水産技術会議 R3.3 策定）」に基づき、農業総合センター、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所及び内水面水産試験場において、生産現場や消費者等の多様なニーズに対応した県オリジナル品種や生産技術の開発を推進する。

また、大学、民間企業等との産学官連携を通じた知見の集積・共有により、試験研究のスピードアップや効率化、「ふくしま」ならではの付加価値の創出を図る。

開発した品種・技術については、知財を取得し、併せて知財の保護に関する意識啓発を図る。

加えて、生産現場への速やかな普及に取り組むとともに、地理的表示（GI）保護制度等の活用を促進し、県産農林水産物の評価・知名度の向上を図る。

2 (一社) 福島県発明協会

県と一体となり「ふくしま知財戦略支援センター」を設置・運営する。

また、県内唯一である知財支援を専門とする「INPIT 知財総合支援窓口」を開設し、窓口支援担当者と知財専門家との協働による無料の相談・支援を行うことで、県内企業の知財の創出を支援し、その権利の取得と活用の促進を図り、企業の競争力強化に努める。

(1) 窓口・訪問による相談支援の実施

窓口での相談・支援をするほか、企業等への訪問支援も積極的に展開する。

(2) 支援機関等との連携

知財以外の開発製品の事業化等、経営課題に関しては、支援機関等と連携した支援を展開することにより、より実効的な成果を目指す。

(3) 普及啓発活動の実施

知財制度や標準化制度の普及・啓発に関するセミナーやイベント等については、主催者となる国や県等の自治体、支援機関、日本弁理士会東北会等に協力するとともに、「INPIT 知財総合支援窓口」独自の取組として企業内講習等を実施する。

(4) 科学技術の奨励と人材育成

起業家はもとより、中高生や大学生を始め、県民を対象とした発明・考案などの創意工夫の奨励、科学技術に対する関心の高揚を図り、青少年の創造力を育成するため、福島県発明展等の事業を実施する。

3 支援機関

(1) 国内向け支援

県内外の支援機関や関係機関相互のネットワーク構築を積極的に行い、知財活用に係る情報交換に努めるとともに、知財に係る基礎的な知識を備えた支援人材の育成を進める。

また、知財制度や標準化制度の普及・啓発に努めるとともに、これらを目的としたセミナーやイベントの開催に際しては、関係機関等相互の連携に努める。

さらに、県内企業や研究機関等が有する独自技術やサービスについて、関係機関と連携し研究開発段階から事業化や販路開拓までを一貫支援するとともに、知財の出願経費の補助を始め、国内外での知財のオープン・クローズ戦略の助言などにより、知財の取得・活用を支援する。

(2) 国外向け支援

企業のグローバルな展開が進む中、企業が知財紛争に関わるリスクは益々高まっており、日本貿易振興機構 福島貿易情報センター(ジェトロ福島)を始めとする関係機関は連携して国際取引における知財の適切な保護・活用について普及・啓発を図る。

また、県内企業が知財の保護・活用にかかる施策を幅広く活用できるよう支援を行う。

4 日本弁理士会東北会

(1) 知財の専門家として県内の関係機関等と連携して本県の知財活動の活性化を支援する。

- (2) 主催者となる国や県、市町村を始め、関係機関等が開催する、知財制度や標準化制度の普及・啓発を目的としたセミナーやイベントの実施に協力する。
- (3) 若年層の知財制度への理解促進と普及・啓発を進めるため、中高生及び大学生を対象とした出前知財教育の実施に協力する。

5 金融機関

- (1) 県内企業が持つ、知財を活用したビジネスについて理解を深め、融資・経営課題等の支援を受けたいというニーズを踏まえ、国や県などが実施する知財セミナーや、民間企業等が実施する研修会等へ職員を積極的に参加させるなど知財に関する人材育成を進め、知財を営業ツールとして活用できるスタッフを育成し、もって、企業のコンサルティングを行い、県内企業の競争力を強化するよう努める。
- (2) 県内企業が開発した製品やサービスの出口対策の一環として、販路開拓支援に努める。また、金融機関が持つ信用力、情報、ネットワーク、人材等を活用し、地域資源や知財等をいかした商品・サービスの域内外への販売を推進する地域商社²¹化の取組を進める。
- (3) 知財制度や標準化制度の普及・啓発を目的としたセミナーやイベントの開催に際して、主催者となる国や県、市町村等と連携して実施する。

6 市町村

- (1) 県内外の他自治体や支援機関等とのネットワーク構築を積極的に行い、知財活用に係る情報交換に努めるとともに、それぞれの地域の産業構造や特性に応じた自主的な知財に関する施策を、県や(一社)福島県発明協会等と連携して取り組むよう努める。
- (2) 知財制度や標準化制度の普及・啓発に努めるとともに、これらを目的としたセミナーやイベントの開催に際しては、関係機関等との連携に努める。

7 高等教育機関

(1) 知財管理体制の整備

知財の創造推進と管理体制の整備、独創的かつ革新的な研究開発を生み出し、社会に還元することについて、大学等の高等教育機関の役割は極めて大きいことから、生み出された質の高い成果を権利化し、社会に還元するとともに、高等教育機関内における知財管理体制を構築する。

²¹ 地域商社とは、関係者が連携し、生産者に代わって地域産品やサービスの卸・小売やブランディング・マーケティング、国内外の販路開拓等を行う会社のこと。

(2) 知財教育やベンチャーマインドの醸成による人材育成

創造性の涵養及び知財の意義の理解等に向けて、研究者や学生に対する知財に係る意識啓発を進めるための研修や講座の充実を図り、知財の創造・保護及び活用之际、高度な専門知識を持った人材の育成に努めるとともに、ベンチャービジネスを目指す人材の育成や、研修の場の提供など、大学発ベンチャーの育成をサポートする施策を積極的に推進する。

8 企業・事業者

(1) 新製品・新技術開発の促進と社内規程の整備

AI・IoT、DX など情報技術の進展、地球温暖化対策と SDGs の取組など社会・経済情勢の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、社会全体が「ニュー・ノーマル(新たな日常)」へ変革することを好機と捉えて、オープンイノベーションなどに基づく自社事業の見直しや新製品・新技術・新サービスの開発を積極的に進め、自社の強みをいかしたブランド化に取り組む等、企業の開発ステージに応じた戦略的な知財の取得・活用を促進し、市場競争力の強化に努める。

また、企業内における知財の創造、保護及び活用などに関する社内規程を適切に整備し、開発者に対する適切な還元を行うことで、研究開発に取り組む機運を醸成する。

(2) 知財マインドの醸成と知財人材の育成

知的財産を戦略的経営手段としていかにすることが企業存続の鍵となることについて研究開発者はもとより、企業のトップが認識し、技術と知財による経営力の一層の強化を図る。

また、企業活動において知財が必要な場面は多く、コンプライアンスの一環として知財関連法令の遵守も求められていることから、知財に係る教育の重要性を認識し、企業自身が従業員等に対し、国や県、市町村等などが実施する知財セミナーや、民間企業等が実施する研修会等へ積極的に参加させることなどにより、研究開発者を含めた知財に関する専門性の高いスタッフを育成する。

9 報道機関

(1) 県民への大きな発信力ある報道機関として、「知財立県ふくしま」の創造のために、県内外の知財活動について広く報道することに努める。

(2) 県内中小企業を始め、県民全体への知財の意識醸成、理解・活用の促進に向け、国や県、市町村等をはじめ関係機関等と連携し、知財活動の普及・啓発に努める。

参 考 資 料

資料1 ふくしま知財戦略協議会設置要綱

資料2 ふくしま知財戦略協議会会員等名簿

資料3 知財有識者委員会、知財活用勉強会 構成員・開催日

ふくしま知財戦略協議会設置要綱

(目的)

第1条 知的財産を取り扱う各機関等（以下「連携機関」という。）との更なる有機的連携を進め、本県における知的財産の創造、保護及び活用によるイノベーションを推進し、もって本県の産業競争力の強化及び地域経済の活性化を図るため「ふくしま知財戦略協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- 一 知的財産戦略に関する推進計画の策定に関すること。
- 二 連携機関の協力・情報共有に関すること。
- 三 知的財産の創造、保護及び活用促進の強化に関すること。
- 四 その他、知的財産戦略の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、会長が指名する者により構成する。

- 2 協議会に会長を置き、商工労働部長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 実務的な事項について検討するため、協議会に幹事会を置き、ふくしま知財支援連絡会を充てる。

(守秘義務)

第5条 協議会及び連絡会の会員は、協議会及び連絡会活動の中で知り得た生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の秘密情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福島県商工労働部産業振興課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

1 会員（敬称略）

区分	氏名	所属等	
産	百田 昭洋	福島県電子機械工業会 会長 (株式会社福島製作所 代表取締役社長)	
		鷲 弘樹	一般社団法人福島県情報産業協会 会長 (株式会社東日本計算センター 代表取締役社長)
	渋谷 修一	福島県鉄工機械協同組合連合会 会長 (有限会社福島熔材工業所 代表取締役社長)	
	学	三浦 浩喜	アカデミア・コンソーシアムふくしま 理事長
	官	安齋 浩記	福島県商工労働部 部長
大和田野 芳郎		福島県ハイテクプラザ 所長	
金	佐藤 稔	一般財団法人福島県銀行協会 会長	
支援 機関	木村 俊郎	福島県よろず支援拠点 チーフコーディネーター	
	松崎 浩司	公益財団法人福島県産業振興センター 理事長	
	吉田 悠吾	日本貿易振興機構（JETRO）福島貿易情報センター 所長	
	福井 邦顕	一般社団法人福島県発明協会 会長	
	藤城 良教	福島県インキュベート施設ネットワーク協会 会長	
弁理士	若山 剛	日本弁理士会東北会 会長	
市町村	小松 信之	福島県市長会 事務局長	
	安田 清敏	福島県町村会 事務局長	
報道 機関	安齋 康史	福島民報社 編集局長	
	小野 広司	福島民友新聞社 編集局長	

2 オブザーバー（敬称略）

区分	氏名	所属等
-	佐藤 辰彦	特許業務法人創成国際特許事務所 会長
	石井 善之	特許庁総務部普及支援課 課長
	青柳 政嗣	東北経済産業局知的財産室 室長
	幸野 憲雄	独立行政法人工業所有権情報・研修館 専門員

【知財有識者委員会】（第2章3関係）

○構成員（敬称略）

所 属	職 名	氏 名
福島大学経済経営学類	教授	伊藤 宏
特許業務法人創成国際特許事務所	会長	佐藤 辰彦
株式会社東邦銀行	専務	青木 智
福島県ハイテクプラザ	所長	大和田野 芳郎
福島県商工労働部	部長	宮村 安治
株式会社福島民報社	編集局長	安齋 康史
有限会社福島熔材工業所	代表取締役社長	渋谷 修一

○開催日

2019年度	第1回	2019年10月28日
	第2回	2019年12月 4日
	第3回	2020年 2月25日
2020年度	第1回	2020年 9月14日
	第2回	2020年11月30日
	第3回	2021年 2月12日

【知財活用勉強会】（第2章3関係）

○構成員

福島県産業創出課、福島県ハイテクプラザ、東北大学、福島大学、会津大学、福島県産業振興センター、福島県発明協会、福島県よろず支援拠点、創成国際特許事務所、株式会社東邦銀行、株式会社福島民報社、有限会社福島熔材工業所、特許庁、東北経済産業局

○開催日

2019年度	第1回	2019年11月26日
	第2回	2019年12月 4日
	第3回	2020年 1月23日
	第4回	2020年 2月25日
2020年度	第1回	2020年10月 7日
	第2回	2020年11月 5日
	第3回	2020年12月 2日
	第4回	2021年 2月 3日